

令和6年 川崎市提案（共同提案含む） 提案内容と結果 （11件）

	提案内容	対応結果	対応方針等
1	条例公布の手續について署名によらない方法を可能とすること	対応可	地方自治法（昭22法67） 条例の公布に当たって地方公共団体の長が行うこととされている署名（16条4項）については、電子署名により代替することを可能とする。
2	犬の所在地を変更した際の市町村間の通知等の電子化等	対応可	狂犬病予防法（昭25法247）及び動物の愛護及び管理に関する法律（昭48法105） 犬の所在地が変更された場合における旧所在地から新所在地への犬の登録原簿の送付（狂犬病予防法施行令2条の2第3項又は狂犬病予防法施行規則16条の6第2項）については、市区町村の事務負担を軽減するため、令和6年度に実施する犬の登録原簿の管理方法についての全市区町村における実態調査の結果を踏まえ、犬と猫のマイクロチップ情報登録システムとの連携を含め、オンライン化に向けて検討し、令和7年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。
3	生活保護法第29条に基づく資産調査に係る預貯金照会システムの構築等	対応可	生活保護法（昭25法144） 生活保護法に基づく資産及び収入の状況に係る報告（29条）については、「デジタル社会の実現に向けた重点計画」（令和6年6月21日閣議決定）の「第6 国・地方デジタル共通基盤の整備・運用に関する基本方針」に基づき開催される国・地方デジタル共通基盤推進連絡協議会における議論も踏まえ、オンライン化の推進方策について検討し、令和7年中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。
4	非課税年金勘案の事務処理におけるマイナンバー情報連携の明確化等	対応可	介護保険法（平9法123） 特定入所者介護サービス費の支給（51条の3）に係る非課税年金勘案の事務については、現行のマイナンバー制度における情報連携により非課税年金情報の把握が適切に行えるかを精査した上で、データ標準レイアウトの改版の必要性なども含めて、市区町村の事務負担を軽減する方策について検討し、令和7年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。
5	社会福祉施設等における木材利用実態調査の廃止等	対応可	木材利用実態調査 社会福祉施設等における木材利用実態調査については、地方公共団体及び事業実施主体等の事務負担を軽減するため、令和7年度調査から、調査対象となっている各補助金等の実績報告と統合することも含めて検討し、地方公共団体に令和7年中に通知する。

6	社会福祉施設等施設整備費国庫補助金に係る内示の早期化	対応可	社会福祉施設等施設整備費国庫補助金 社会福祉施設等施設整備費国庫補助金については、地方公共団体の円滑な事業の執行に資するよう、国庫補助協議から内示までのスケジュールについて地方公共団体に文書で周知するとともに、毎年度可能な限り早期に内示を行う。
7	被保険者資格喪失後の受診により発生する不当利得の保険者間調整における被保険者等の同意を不要とすること	対応可	国民健康保険法（昭 33 法 192） 被保険者資格喪失後の受診に伴う過誤調整については、被保険者資格のオンライン確認の普及により過誤の減少を図るとともに、令和 8 年度までに保険者間調整に係る事務の実態等に関する調査を実施し、必要に応じて、過誤を減少させるための仕組みの更なる強化について検討し、令和 8 年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。
8	給付金等支出事務の私人委託を可能とする見直し	対応可	地方自治法（昭 22 法 67） 給付金の支払事務を私人に委託することについては、給付金の支払事務に係る地方公共団体の事務負担を軽減するための具体的な方策を検討し、地方公共団体に令和 7 年度中に周知する。
9	ビデオ喉頭鏡を用いた気管挿管にかかる病院実習について、気管内チューブ実習に引き続いての実施を可能とすること	対応可	救急救命士法（平 3 法 36） ビデオ硬性挿管用喉頭鏡を用いた気管内チューブによる気道確保の実施に係る認定（以下この事項において「認定」という。）については、速やかな認定に資すると考えられる取組についての情報提供の在り方を検討し、令和 7 年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。
10	文化財保存事業費関係補助金交付等における手続きの明確化	対応可	文化財保護法（昭 25 法 214）及び補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭 30 法 179） 文化財保存事業費関係国庫補助金及び文化芸術振興費補助金については、地方公共団体等の円滑な事務に資するよう、地方公共団体の意見を踏まえつつ、令和 7 年中に民間事業者向けの補助事業に係る契約事務手続等に関するマニュアル等を作成する。
11	精神障害を有する生活保護受給者に対する障害者加算の認定方法の統一	対応不可	最終的に未対応となったもの

令和6年 指定都市市長会提案 提案内容と結果 (21件)

	提案内容	対応結果	対応方針等
1	学校施設の目的外使用における営利目的利用の可否の明確化	対応可	学校教育法（昭22法26）、地方自治法（昭22法67）、社会教育法（昭24法207）及びスポーツ基本法（平23法78） 学校施設の目的外使用については、営利目的の可否にかかわらず、学校の管理機関（社会教育法44条2項）の判断によって、学校教育上支障のない限り可能であることを、事例等を示しつつ明確化し、地方公共団体に令和6年度中に通知する。
2	差戻し時の申請者修正機能などマイナポータル・ぴったりサービスの利便性向上	対応可	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平25法27） マイナポータルの「手続の検索・電子申請等」機能については、以下のとおりとする。 ・標準様式については、入力内容の整合性の確認がより適切にできるようにするとともに、様式の項目を改善するなど、地方公共団体からの意見を踏まえつつ、制度所管府省庁と連携して不断の見直しを行う。 ・申請フォームを作成する際にあらかじめ作成した申請様式をマイナポータルに読み取らせることなく簡易に編集できる機能及び申請を特定の者に限定公開する機能を追加することについて検討し、令和7年中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。
3	住民基本台帳法に基づく事務において戸籍情報連携システムの利用を可能とすること	対応可	住民基本台帳法（昭42法81） 住民票への旧氏の記載の請求（施行令30条の14第1項）等を含む住民基本台帳に関する事務の処理については、請求者及び市区町村の負担を軽減するため、以下のとおりとする。 ・同一市区町村内の公用請求を行う際の事務負担を軽減するための方策について検討し、令和6年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。
4	住民基本台帳システムの誤入力に伴うマイナンバーカードの失効に係る取消機能の追加等	対応可	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平25法27） 住民基本台帳システムへの誤入力に伴う個人番号カードの失効に係る対応については、以下のとおりとする。 ・住民基本台帳システムへの誤入力に伴う個人番号カードの失効に係る取消機能の追加等については、次期個人番号カードに係るシステム構築の中で検討し、令和6年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。 ・当面の措置として、住民基本台帳システムへの誤入力等により本人の責によらず個人番号カードが失効した住民については、当該住民の負担軽減のため、個人番号カードを申請から1週間以内で交付できる特急発行の対象とした。 [措置済み（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行規則等の一部を改正する命令（令和6年デジタル庁・総務省令第18号））]

	提案内容	対応結果	対応方針等
5	住民票の写し等の交付請求の際の押印を不要とすること	対応可	住民基本台帳法（昭 42 法 81） 本人等の請求による住民票の写し等の交付（12 条から 12 条の 4）については、令和 6 年度中に「住民基本台帳事務処理要領」（昭 42 自治省行政局長通知）を改正し、押印を不要とする。
6	大気汚染防止法第 27 条第 2 項に基づく通知の電子化等	対応可	大気汚染防止法（昭 43 法 97） ばい煙発生施設等に係る許可等に関する事項の都道府県知事への通知（27 条 2 項）については、オンライン化を含め、地方公共団体の事務負担を軽減する方策を検討し、令和 7 年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。
7	生活保護業務における被保護者の年金改定に係る日本年金機構等とのデータ連携	対応可	生活保護法（昭 25 法 144） 保護の決定等に当たり行う要保護者等の収入の認定に関する事務（「生活保護法による保護の実施要領について」（昭 36 厚生事務次官通知）第 8）については、マイナンバー制度における情報連携により取得した年金関連情報を市区町村における生活保護システムにおいて円滑に活用できるようにするため、生活保護システムの標準仕様書の改定について検討し、令和 7 年中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。
8	生活保護制度における資産調査の一括照会を可能とすること等	対応可	生活保護法（昭 25 法 144） 生活保護法に基づく資産及び収入の状況に係る報告（29 条）については、「デジタル社会の実現に向けた重点計画」（令和 6 年 6 月 21 日閣議決定）の「第 6 国・地方デジタル共通基盤の整備・運用に関する基本方針」に基づき開催される国・地方デジタル共通基盤推進連絡協議会における議論も踏まえ、オンライン化の推進方策について検討し、令和 7 年中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。
9	食品衛生申請等システムにおけるオンライン決済機能の実装	対応可	食品衛生法（昭 22 法 233） 食品衛生法に基づく営業許可の申請（施行規則 67 条）に係る手数料の納付方法については、申請者並びに都道府県、保健所を設置する市及び特別区（以下この事項において「都道府県等」という。）の事務負担を軽減するため、オンライン化する方向で、都道府県等における実務の状況等を踏まえて検討し、令和 8 年中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。
10	埋火葬費への遺留金充当事務における預貯金引出しの円滑化等	対応可	行旅病人及行旅死亡人取扱法（明 32 法 93）、墓地、埋葬等に関する法律（昭 23 法 48）及び生活保護法（昭 25 法 144） 市町村長（特別区の長を含む。）が行う火葬等に要した費用を遺留金銭等により充当する事務（行旅病人及行旅死亡人取扱法 11 条から 15 条、墓地、埋葬等に関する法律 9 条 2 項並びに生活保護法 18 条 2 項及び 76 条）については、「遺留金等に関する実態調査」の結果に基づく総務大臣からの勧告（令和 5 年 3 月）を踏まえつつ、金融機関における預貯金の引き出しへの対応状況等に係る実態調査を行った上で、地方公共団体が当該事務を円滑に実施するための方策について検討し、令和 6 年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。

	提案内容	対応結果	対応方針等
11	75歳年齢到達直後から、保険料の納付方法が特別徴収となるよう見直すこと	対応可	高齢者の医療の確保に関する法律（昭 57 法 80）及び介護保険法（平 9 法 123）後期高齢者医療保険料の特別徴収については、行政機関間の情報連携基盤（以下この事項において「公共サービスメッシュ」という。）の仕様や関係機関の公共サービスメッシュへの接続時期を踏まえ、特別徴収の事務の改善に必要な情報連携の方法等について引き続き検討し、令和 10 年度を目途に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。
12	「一時保護施設の設備及び運営に関する基準」の経過措置期間の延長	対応可	児童福祉法（昭 22 法 164） 一時保護施設の設備及び運営に関する基準（令 6 内閣府令 27）のうち、一時保護施設の職員の数及び夜間の職員体制に関する経過措置期間（同令附則 3 条）については、府令を改正し、一時保護施設の職員の確保につき、創意と工夫を行ってもなお、当該基準を満たすことが著しく困難であるなど一定の要件を満たした場合に、条例で施行の日から起算して最長 5 年に延長することを可能とした。 [措置済み（一時保護施設の設備及び運営に関する基準の一部を改正する府令（令和 6 年内閣府令第 107 号））]
13	市町村子ども・子育て支援事業計画の計画期間見直し	対応可	子ども・子育て支援法（平 24 法 65） 市町村子ども・子育て支援事業計画（61 条 1 項）については、計画期間が異なる他の計画と一体のものとして策定する際の具体的な工夫事例を、市町村（特別区を含む。）に通知した。 [措置済み（令和 6 年 10 月 10 日付けこども家庭庁成育局総務課事務連絡）]
14	児童福祉施設指導監査における標準化・効率化に向けた見直し	対応可	児童福祉法（昭 22 法 164）、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平 18 法 77）及び子ども・子育て支援法（平 24 法 65） 児童福祉施設等における指導監査等の在り方については、事業者及び地方公共団体の事務負担を軽減するため、保育分野における事務フロー・データセット等に関する協議会での議論等を踏まえて検討し、その結果に基づいて令和 7 年度中に必要な措置を講ずる。
15	感染症発生時における幼保連携型認定こども園の 2・3 号認定の就学前の子どもに対する保育提供義務の取扱いの明確化（ルール化）	対応可	児童福祉法（昭 22 法 164） 感染症発生時における幼保連携型認定こども園の小学校就学前子ども（子ども・子育て支援法（平 24 法 65）19 条 2 号及び 3 号）に対する保育の提供義務等については、「保育所における感染症対策ガイドライン」（平 30 厚生労働省）等において明確化する方向で検討し、令和 6 年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。

	提案内容	対応結果	対応方針等
16	運営実態が無い認可外保育施設等の職権による廃止	対応可	<p>児童福祉法（昭 22 法 164）及び子ども・子育て支援法（平 24 法 65）運営実態がない認可外保育施設について、廃止の届出（児童福祉法 59 条の 2 第 2 項）が行われず、設置者と連絡が取れない場合においては、「認可外保育施設に対する指導監督の実施について」（令 6 こども家庭庁成育局長通知）に定める手順に基づき施設閉鎖命令（同法 59 条 5 項）を行うことが可能であることや、施設の運営状況等の公表（同法 59 条の 2 の 5 第 2 項）が不要であること等を明確化し、令和 6 年度中に地方公共団体に通知する。また、特定子ども・子育て支援施設等の確認（子ども・子育て支援法 30 条の 11 第 1 項）を受けている子ども・子育て支援施設等について、確認の取消し（同法 58 条の 10 第 1 項）を円滑に行うことができるよう、「特定子ども・子育て支援施設等の指導監査について」（令元内閣府子ども・子育て本部統括官、文部科学省初等中等教育局長、厚生労働省子ども家庭局長通知）を改正するなど、令和 6 年度中に必要な措置を講ずる。</p>
17	補助金等の財産処分承認手続きにおける承認決定期間の短縮化	対応可	<p>補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭 30 法 179）保育対策総合支援事業費補助金等に係る財産処分（22 条）については、審査体制の強化や審査の効率化など、処分期間を短縮するための方策を検討し、令和 6 年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</p>
18	重層的支援体制整備事業交付金交付要綱の見直し	対応不可	関係府省における予算編成過程での検討を求めるものとして処理されたもの
19	事業者と複数年契約を締結して地籍調査を進める場合も、国庫負担の対象とすること	対応不可	関係府省における予算編成過程での検討を求めるものとして処理されたもの
20	公立学校施設環境改善交付金において事業年度の当初予算による採択を可能とすること	対応不可	関係府省における予算編成過程での検討を求めるものとして処理されたもの
21	障害者相談支援事業の社会福祉法における位置づけの見直し	対応不可	国・地方の税財源配分や税制改正に係る提案であり、提案募集の対象外と整理されたもの

令和6年 他都市提案への共同参画 提案内容と結果 (対応可能：55件中45件)

※ 対応可能となったもののみ記載

	提案内容	対応方針等
1	日本年金機構年金事務所への賞与支払届訂正処理の電子化	<p>厚生年金保険法（昭 29 法 115） 地方公共団体から日本年金機構に提出される被保険者賞与支払届（27 条）については、給与改定の際に生じる賞与額の増額分に関して、地方公共団体の事務負担を軽減するため、訂正によらず、追加支払分として政府共通の電子申請システム（e-Gov 電子申請サービス）及びマイナポータルを活用したオンラインによる提出を可能とすることについて検討し、令和 6 年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。 また、地方公共団体から日本年金機構に提出される被保険者賞与支払届を含む各種届出書類に訂正が生じた場合の対応については、政府共通の電子申請システム（e-Gov 電子申請サービス）及びマイナポータルを活用したオンラインによる提出の可否について引き続き検討し、その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</p>
2	「G ビズ ID」の取得等に係る手続の簡素化	<p>法人共通認証基盤（G ビズ ID）利用に関する事務 地方公共団体による法人共通認証基盤（G ビズ ID）の利用に関する事務については、地方公共団体において情報セキュリティを確保の上、その事務負担を軽減するため、以下の措置を講ずる。 ・地方公共団体によるアカウント取得申請については、令和 7 年度中にオンラインによる申請を可能とするとともに、オンライン申請時における簡便な身元確認方法を実装し、地方公共団体に周知する。 ・ログイン時における本人確認については、ID・パスワードの確認に加え、電子メールによるワンタイムパスワード送信等を行う方法等の地方公共団体の実情に応じた手段について検討し、令和 7 年度中に実装の上、地方公共団体に周知する。</p>
3	クラウドサービスの利用契約について長期継続契約を可能とすること	<p>地方自治法（昭 22 法 67） 長期継続契約（234 条の 3）を締結することができる契約の範囲については、クラウドサービスの利用契約も含まれることを明確化し、地方公共団体に令和 6 年度中に周知する。</p>
4	政府調達に関する協定の対象となる調達案件に係る公示方法の見直し	<p>政府調達に関する協定を改正する議定書（平 26 条約 4）によって改正された政府調達に関する協定（平 7 条約 23）に基づき都道府県及び指定都市が行う公示に関する事務 「県報又は市報に相当するもの」（附属書Ⅲ）については、WTO 政府調達協定及び政府調達に関する規定を有するその他の経済連携協定等の国際約束の規定により必要とされる公示に関する要件を満たす限り、県報又は市報に代えて、公示を電子的媒体により行うことが可能であることを、都道府県及び指定都市に令和 6 年度中に周知する。</p>
5	自治体情報システム標準化後の税務システムによる敷地権設定土地に係る価格等情報の通知を可能とすること	<p>地方税法（昭 25 法 226） 固定資産課税台帳に登録された不動産の価格等の通知（73 条の 22）については、市町村長から都道府県知事に敷地権設定土地の価格等が適切に通知できるよう、令和 7 年度までに予定している地方公共団体の基幹業務システムの統一・標準化に伴って策定した標準仕様書を改定する。また、今後、地方税ポータルシステム（eLTAX）を改修し、当該システムを活用したオンラインによる通知を可能とする。</p>
6	転出元の自治体における税に係る証明書をコンビニ交付機で取得可能とすること	<p>電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平 14 法 153）及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平 25 法 27） 賦課期日（地方税法（昭 25 法 226）39 条及び 318 条）以降に他の市区町村に転出した者に係る当該年の個人住民税の課税（非課税）証明書をコンビニエンスストアの情報キオスク端末により取得可能とすることについては、市区町村における当該証明書の交付事務の実態を調査し、その結果等を踏まえ、コンビニ交付サービスに係るシステムの改修を検討し、令和 7 年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</p>

	提案内容	対応方針等
7	マイナンバーカード交付事務費補助金に係る事務手続の見直し	マイナンバーカード交付事務費補助金 マイナンバーカード交付事務費補助金については、地方公共団体の事務負担を軽減するため、地方公共団体の意見を聴いた上で、令和6年度中の可能な限り早期に申請様式の改正を行うとともに、「マイナンバーカード交付事務費補助金交付要綱」（平 27 総務省）を改正し、交付対象経費を明確化する。
8	住居表示事務に係る法務局からの情報についてオンラインで提供を受けることを可能とすること	住居表示に関する法律（昭 37 法 119） 住居表示の実施手続（3条）については、市町村（特別区を含む。以下この事項において同じ。）の事務負担を軽減するため、市町村長（特別区の長を含む。）が登記所に対して登記情報及び地図情報の提供を求めた場合には、当該登記所からオンラインにより情報の提供を受けることを可能とし、市町村及び登記所に令和6年度中に通知する。
9	転入届・転居届の電子申請を可能とすること	住民基本台帳法（昭 42 法 81） 転入届（22 条 1 項）のオンライン化については、「デジタル社会の実現に向けた重点計画」（令和6年6月21日閣議決定）に基づき、確実な本人確認や居住実態の確認等に関する課題を踏まえた具体的な方策について、令和6年度を目途に検討する。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。
10	認可地縁団体の総会における書面又は電磁的方法による決議条件の緩和	地方自治法（昭 22 法 67） 認可地縁団体における総会の議決手続については、以下の措置を講ずる。 ・総会の議決手続に係る事務負担の軽減に資する取組事例を調査する。
11	認可地縁団体の総会の決議に係る構成員の表決の要件を緩和すること	地方自治法（昭 22 法 67） 認可地縁団体における総会の議決手続については、以下の措置を講ずる。 ・認可地縁団体の構成員の表決権（260 条の 18）については、その解釈を地方公共団体に令和6年度中に通知する。 ・総会の議決手続に係る事務負担の軽減に資する取組事例を調査する。
12	農林水産省共通申請システムを利用した補助金等の要綱・要領の通知及び閲覧について	農林水産省共通申請サービス（eMAFF） 農林水産省共通申請サービス（eMAFF）上で補助金等の交付要綱の確認を可能とすることについては、地方公共団体及び農林漁業者の意見等を踏まえつつ、システムの改善について検討し、令和8年度までに結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。
13	保安林解除手続における市町村長同意書の取扱の明確化	森林法（昭 26 法 249） 都道府県知事による保安林の指定の解除（26 条の 2 第 1 項）については、利害関係を有する市町村長等の同意が解除の要件ではないこと及び申請者が、解除の告示に係る意見書（32 条 1 項）に先行して当該市町村長等の意見を申請書に添付すべきことを明確化するため、「森林法に基づく保安林及び保安施設地区関係事務に係る処理基準について」（平 12 農林水産事務次官通知）等を改正し、地方公共団体に令和6年度中に通知する。

	提案内容	対応方針等
14	産業廃棄物処理業及び特別管理産業廃棄物処理業に係る変更届出のワンストップ化	<p>廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭 45 法 137） 産業廃棄物処理業の変更の届出（14 条の 2 第 3 項）及び特別管理産業廃棄物処理業の変更の届出（14 条の 5 第 3 項）については、複数の都道府県及び政令で定める市（施行令 27 条 1 項）への一括提出を可能とするため、政府共通の電子申請システム（e-Gov 電子申請サービス）を改修する方向で検討し、令和 7 年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</p>
15	産業廃棄物に関する行政手続の申請・届出等システムと連携する欠格照会システムの構築によりオンラインでの照会を可能とすること	<p>廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭 45 法 137） 産業廃棄物処理業の許可（14 条 1 項又は 6 項）及び特別管理産業廃棄物処理業の許可（14 条の 4 第 1 項又は 6 項）における欠格要件該当性等の審査に必要な情報を地方公共団体が照会する方法については、地方公共団体の事務負担の軽減に資するよう、以下のとおりとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「産業廃棄物処理業の許可を受けようとする者等に係る刑事事件確定記録の閲覧申請等に対する協力要請について」（平 18 環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部産業廃棄物課長通知）に定める「別紙様式 1」、「別紙様式 2」及び「別紙様式 3」については、公印の押印が不要であることを明確化し、地方公共団体に令和 6 年度中に通知する。 ・暴力団排除のための意見聴取等については、電子メールによる送受信が可能となるよう要件を整理することとし、公印の押印が不要であることを含め、地方公共団体に令和 7 年度中に通知する。 ・犯歴情報の照会については、刑事手続のデジタル化の一環としてオンライン化の検討を進め、令和 8 年度中を目途に一定の方向性を示す。
16	精神障害者保健福祉手帳交付申請手続及び自立支援医療費支給認定申請手続についてシステムを構築するなどしてオンラインでの申請を可能とすること	<p>精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭 25 法 123）及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平 17 法 123） 精神障害者保健福祉手帳の交付申請（精神保健及び精神障害者福祉に関する法律 45 条 1 項）及び自立支援医療費の支給認定申請（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律 53 条 1 項）に係る手続については、医師の診断書のオンラインによる提出も含め、マイナポータルによる申請を可能とすることについて検討し、令和 7 年中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</p>

	提案内容	対応方針等
17	国家資格等のオンライン登録申請に係る経由事務の廃止等	<p>1) 医師法(昭 23 法 201)、歯科医師法(昭 23 法 202)、保健師助産師看護師法(昭 23 法 203)、死体解剖保存法(昭 24 法 204)、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭 25 法 123)、診療放射線技師法(昭 26 法 226)、歯科技工士法(昭 30 法 168)、臨床検査技師等に関する法律(昭 33 法 76)、理学療法士及び作業療法士法(昭 40 法 137)及び視能訓練士法(昭 46 法 64) 免許証(医師法6条2項、歯科医師法6条2項、保健師助産師看護師法12条5項、診療放射線技師法8条1項、歯科技工士法6条2項、臨床検査技師等に関する法律6条2項、理学療法士及び作業療法士法6条2項及び視能訓練士法6条2項)、認定証明書(死体解剖保存法4条2項)及び指定医証(精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令2条の2の2)のデジタル化については、国家資格等情報連携・活用システムにおける資格情報の証明及び提示機能の活用が進むよう環境を整備することについて、引き続き検討する。</p> <p>2) 医師法(昭 23 法 201)、歯科医師法(昭 23 法 202)、保健師助産師看護師法(昭 23 法 203)、死体解剖保存法(昭 24 法 204)、診療放射線技師法(昭 26 法 226)、歯科技工士法(昭 30 法 168)、臨床検査技師等に関する法律(昭 33 法 76)、理学療法士及び作業療法士法(昭 40 法 137)及び視能訓練士法(昭 46 法 64) 各法令で定められている免許等の申請(医師法施行令3条、歯科医師法施行令3条、保健師助産師看護師法施行令1条の3第1項、死体解剖保存法施行令1条、診療放射線技師法施行令1条の2、歯科技工士法施行令1条の2、臨床検査技師等に関する法律施行令1条、理学療法士及び作業療法士法施行令1条及び視能訓練士法施行令1条)等に係る手続については、国家資格等情報連携・活用システムを活用することにより、都道府県経由事務の負担軽減を図るとともに、オンラインによる手続の場合の都道府県経由事務の廃止等について引き続き検討し、それを踏まえ、可能な限り早期に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</p> <p>3) 准看護師の登録事項の変更(施行令3条3項)等に係る手続については、国家資格等情報連携・活用システムを活用したオンラインによる手続の場合には、就業地の都道府県知事の経由を要しないこととする。</p> <p>4) 精神保健指定医の指定のための申請等(施行令2条の2から2条の2の5)に係る手続については、国家資格等情報連携・活用システムを活用したオンラインによる手続の場合には、都道府県知事の経由を要しないこととする。</p>
18	医薬・薬事関係の通知に係る周知方法の見直し等	<p>薬事に係る通知に関する事務 薬事に係る通知の効率的な周知及び関係者が見つけやすい形での公開方法については、地方公共団体の意見を踏まえて検討し、令和7年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</p>
19	社会福祉主事の任用資格要件の緩和	<p>社会福祉法(昭 26 法 45) 社会福祉主事任用資格要件(19条1項)については、令和6年度中に実態調査を実施して現場の実情を把握した上で、有識者の意見等を踏まえつつ、実務経験を勘案することを含め検討し、令和7年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</p>
20	要介護認定の申請に係る事務処理期間の弾力化	<p>介護保険法(平 9 法 123) 要介護認定及び要支援認定(27条及び32条)については、規制改革実施計画(令和6年6月21日閣議決定)に基づく令和9年度までの対応状況を踏まえつつ、市区町村の要介護認定及び要支援認定に要する期間の短縮に資する事務の効率化を図るため、主治医意見書の提出などの事務をデジタル化するために必要な措置を継続的に講じ、その進捗状況を公表する。</p>

	提案内容	対応方針等
21	有料道路における障害者割引制度の改善	<p>障害者に対する有料道路通行料金の割引措置に関する証明事務 障害者に対する有料道路通行料金の割引措置に関する証明事務については、申請者の利便性の向上及び市区町村の事務負担の軽減のため、有料道路事業者との協議の上、令和7年度までに順次予定されているシステム改修の効果を踏まえつつ引き続きオンライン申請の普及に努めるとともに、更なる利便性向上のための方策について検討し、令和8年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</p>
22	有料道路における障害者割引制度に係る更新申請手続の廃止	<p>障害者に対する有料道路通行料金の割引措置に関する証明事務 障害者に対する有料道路通行料金の割引措置に関する証明事務については、申請者の利便性の向上及び市区町村の事務負担の軽減のため、有料道路事業者との協議の上、令和7年度までに順次予定されているシステム改修の効果を踏まえつつ引き続きオンライン申請の普及に努めるとともに、更なる利便性向上のための方策について検討し、令和8年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</p>
23	要介護認定に係る更新申請の提出を代行できる者の見直し	<p>介護保険法（平9法123） 要介護認定及び要支援認定に係る申請代行（27条1項及び32条1項）については、社会保障審議会における議論を踏まえ、申請代行が可能なる者の範囲について検討し、令和7年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</p>
24	医師が常駐する介護老人保健施設の許可を受けた施設を医療型短期入所サービスの指定を受けたものとみなすこと	<p>介護保険法（平9法123）及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平17法123） 介護老人保健施設の開設許可（介護保険法94条1項）を受けた者を医療型短期入所サービスの事業者の指定を受けたものとみなすことについては、令和6年度の障害福祉サービス等報酬改定が医療型短期入所サービス事業の指定に及ぼす効果を検証した上で、社会保障審議会障害者部会や子ども家庭審議会障害児支援部会などにおける議論を踏まえ、その必要性を含めて検討し、令和9年度の障害福祉サービス等報酬改定に向けて結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</p>
25	扶養能力調査に係る戸籍照会による存否の確認の対象の見直し	<p>生活保護法（昭25法144） 生活保護制度における要保護者の扶養義務者の存否の確認のうち、要保護者からの申告に加えて実施することとされている戸籍謄本等による存否の確認については、当該確認事務の実施に係る地方公共団体の適切な判断に資するよう、個別の案件に応じ保護の実施機関の判断により省略が可能である旨を明確化し、地方公共団体に令和6年度中に周知する。</p>
26	外国人に対する生活保護の措置に係る厚生省通知が「技術的な助言」であることの明確化	<p>外国人に対する生活保護の適正な実施のための措置 生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置については、地方公共団体の円滑かつ適正な事務の実施に資するよう、「生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置における地方公共団体から領事館等への確認の手続について」（平31厚生労働省社会・援護局保護課事務連絡）において示した事務の取扱いやその趣旨を、改めて地方公共団体に令和6年度中に周知する。</p>
27	保育施設の給付・監査業務に係る標準仕様システム及び施設管理プラットフォームの効果的な構築等	<p>子ども・子育て支援法（平24法65） 「デジタル社会の実現に向けた重点計画」（令和6年6月21日閣議決定）に基づき構築を進める施設管理プラットフォームについては、独自に施設型給付費（27条1項）及び地域型保育給付費（29条1項）（以下この事項において「給付費」という。）の申請に係るシステムを構築した地方公共団体の意見も聴きつつ開発するとともに、給付費の加算認定等に係る事業者及び地方公共団体の事務負担を軽減する機能を搭載した上で、令和7年度末までに試行運用を開始し、令和8年度から全国展開を進める。また、令和9年度までに広域利用に対応した機能を搭載する。</p>

	提案内容	対応方針等
28	保育所等において一時的な食事の外部搬入を可能とすること	児童福祉法（昭 22 法 164） 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭 23 厚生省令 63）のうち、保育所の設備の基準の特例（同令 32 条の 2）をやむを得ない場合に限り一時的に 3 歳未満児に拡大することについては、公立保育所における 3 歳未満児に対する食事の外部搬入に関する構造改革特別区域推進本部評価・調査委員会の次の評価結果に基づいて必要な措置を講ずる
29	保育所等における児童の健康診断の検査項目の見直し	児童福祉法（昭 22 法 164）及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平 18 法 77） 保育所等における健康診断については、0 歳児から 2 歳児までの年齢に応じた、視力、聴力等に係る健康診断の取扱いに関する調査研究の結果や乳幼児健康診査との関係等を踏まえつつ、年齢に応じた実施方法等について検討し、令和 7 年中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる
30	保育所等における児童の健康診断の実施頻度、内容の明確化等	児童福祉法（昭 22 法 164）及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平 18 法 77） 保育所等における健康診断については、0 歳児から 2 歳児までの年齢に応じた、視力、聴力等に係る健康診断の取扱いに関する調査研究の結果や乳幼児健康診査との関係等を踏まえつつ、年齢に応じた実施方法等について検討し、令和 7 年中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる
31	建築計画概要書等の閲覧に係る統一的な電子システムの導入等	建築基準法（昭 25 法 201） 建築計画概要書等の書類の閲覧（93 条の 2）については、建築基準法に基づく各手続のオンライン化に係る検討の中で、電子システムを整備することについて検討し、令和 7 年中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。また、閲覧のオンライン化に当たり、個人情報の取扱いを整理することについて検討し、令和 7 年中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。
32	社会資本整備総合交付金システムによる申請手続等の改善	社会資本整備総合交付金 社会資本整備総合交付金システムにおける申請手続等については、申請等に係る入力事務を効率化するため、以下の措置を講ずる。 ・入力誤りを防止するため、令和 6 年度中に当該システムを改修し、帳票プレビュー機能及び過去に入力した情報の自動転記機能を追加する。 ・当該システムをより活用しやすくするため、地方公共団体の意見を踏まえつつ、「社会資本整備総合交付金システム操作マニュアル」（平 29 国土交通省大臣官房社会資本整備総合交付金等総合調整室）を改訂し、令和 7 年中に地方公共団体に周知する。
33	総務省伝搬障害防止区域図縦覧システムに係る利便性の改善等	電波法（昭 25 法 131） 伝搬障害防止区域図縦覧システムについては、利用者の利便性の向上及び地方公共団体の事務負担を軽減するため、令和 6 年中にシステムを改修し、令和 7 年から個人番号カード等を用いた利用者登録を可能とする。また、関係地方公共団体における伝搬障害防止区域図の縦覧（102 条の 2 第 3 項）の在り方について検討し、その結果に基づいて必要な措置を講ずる。
34	都市施設の集約化・複合化の実現に向けた立体的に定めることができる都市施設の拡大等	都市計画法（昭 43 法 100） 都市施設（11 条 1 項）については、一定の都市施設を整備する立体的な範囲を都市計画に定めること（同条 3 項）なく、同一の区域に複数の都市施設を定めることが可能であることや、複数の都市施設を定めた場合であっても都市計画事業が円滑に実施できるよう、各都市計画施設に係る都市計画事業の認可及び承認（59 条 1 項から 4 項）に係る手続を並行して行うことが可能であることを明確化し、地方公共団体に令和 6 年度中に周知する。

	提案内容	対応方針等
35	都市再生特別措置法に基づく建築等の届出に係る事務手続きの簡略化	市再生特別措置法（平 14 法 22） 立地適正化計画の区域のうち、居住誘導区域外の区域における一定の戸数や規模以上の住宅開発等の届出又は変更の届出（88 条 1 項及び 2 項）及び都市機能誘導区域外の区域における誘導施設を有する建築物の建築等の届出又は変更の届出（108 条 1 項及び 2 項）については、地方公共団体の円滑な事務に資するよう、制度運用において留意すべき事項や参考となる事例を整理し、地方公共団体に令和 6 年度中に周知する。
36	地域防災拠点建築物整備緊急促進事業補助金の活用にあたって、市町村耐震改修促進計画策定を要件としないこと	建築物の耐震改修の促進に関する法律（平 7 法 123） 市町村耐震改修促進計画（6 条 1 項。以下この事項において「市町村計画」という。）の策定を交付要件としている地域防災拠点建築物整備緊急促進事業等については、市町村計画に記載すべき内容を包含した社会資本総合整備計画を策定すれば、当該記載内容に係る部分は市町村計画に該当し、別途計画を策定せずとも交付対象とすることを明確化し、市町村（特別区を含む。）に通知した。 〔措置済み（令和 6 年 10 月 11 日付け国土交通省住宅局市街地建築課長、建築指導課長通知）〕
37	災害時において課税情報が利用できる事務の対象拡大	災害対策基本法（昭 36 法 223） 災害時に地方公共団体が行う住家の被害認定調査（90 条の 2 第 1 項）、被災者台帳の作成（90 条の 3 第 1 項）及び被災建築物の応急危険度判定に係る事務については、地方公共団体の負担軽減及び処理の迅速化のため、各事務において必要な情報の連携を円滑に実施するための方策を、地方公共団体の意見を踏まえて検討し、令和 6 年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。
38	登記・供託オンライン申請システムによる表示・権利の嘱託登記に係る添付情報の原本提示を不要とすること	不動産登記法（平 16 法 123） 登記・供託オンライン申請システムを使用した地方公共団体の嘱託（16 条）による土地及び建物の表示に関する登記については、添付資料の原本提示の省略を可能とする方向で検討し、令和 7 年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。
39	登記・供託オンライン申請システムによる登記事項証明書等の公用請求について手数料の納付を不要とし手続のオンライン完結を可能とすること	不動産登記法（平 16 法 123） 公用請求については、当面の措置として、登記情報連携システムによる行政機関間の登記情報連携を活用した情報の取得をもって代えることができるよう、令和 6 年度から地方公共団体に試行を実施するとともに、令和 7 年度以降、公的基礎情報データベース整備改善計画で定める国の行政機関や地方公共団体が利用できる登記情報についてのデータベースを整備し、当該データベースを活用した情報連携をもって、全国的に公用請求に代えることを可能とする。
40	遠隔での被災自治体の支援を可能とすること	災害対策基本法（昭 36 法 223） 被害認定調査（90 条の 2 第 1 項）、罹災証明書の交付（同項）及び被災者台帳の作成（90 条の 3 第 1 項）に係る事務については、遠隔での被災市区町村への支援が可能であることを、具体的な事例等を示しつつ、「市町村のための人的応援の受入れに関する受援計画作成の手引き」（令 3 内閣府（防災））を改訂し、地方公共団体に令和 7 年度中に通知する。
41	指定管理者等を指定納付受託者に指定可能とすること	地方自治法（昭 22 法 67） 指定管理者が管理する施設の使用料については、地方公共団体が決済事業者を指定納付受託者に指定するとともに、当該決済事業者が指定管理者に納付事務の一部を委託すること等により、後払式の決済手段の導入が可能であることを明確化し、地方公共団体に令和 6 年度中に文書で周知する。

	提案内容	対応方針等
42	水道事業のDX化に伴うスマートメーターの導入促進に向けた水道メーターの検定有効期間の見直し	計量法（平4法51） 水道メーターの検定証印等の有効期間（72条2項）については、関係団体による検定有効期間の検証方法の検討等を踏まえて有効期間の妥当性を検証しつつ、見直しについて検討し、その結果に基づいて必要な措置を講ずる。
43	部活動の地域移行に係る実証事業関係文書の連名化及び発出時期や様式の統一化	地域スポーツクラブ活動体制整備事業及び文化部活動の地域移行等に向けた実証事業 地域スポーツクラブ活動体制整備事業及び文化部活動の地域移行等に向けた実証事業における申請や完了報告等の手続については、地方公共団体の円滑な事務に資するよう、令和6年度の完了報告から、事務連絡の発出時期の統一及び様式の共通化を図るとともに、令和7年度から、申請や完了報告等の手続に係る書類の提出時期の統一及び募集要項等の一部の共通化を図る。
44	司書教諭の設置義務の緩和	学校図書館法（昭28法185） 司書教諭（5条）については、業務負担の軽減及び地方公共団体における柔軟な人事配置に資するよう、司書教諭講習修了者の増加を図るため、以下の措置を講ずる。 ・司書教諭講習については、オンライン及びオンデマンドを活用し、実施時期について柔軟な対応を検討するよう、大学及び地方公共団体に令和6年度中に通知する。 ・司書教諭講習相当科目を大学の教職課程において選択科目として取り入れるよう、大学に令和6年度中に協力要請を行う。 ・司書教諭講習修了者が特定の教科の教諭に偏らないよう、多様な教科における学校図書館の活用事例について、地方公共団体に令和6年度中に周知する。
45	就学支援事務におけるマイナンバー情報連携の円滑化	地方税法（昭25法226） 高等学校等就学支援金の支給に関する事務（高等学校等就学支援金の支給に関する法律（平22法18）4条）等については、都道府県が保護者等の収入状況を速やかに取得できるようにし、都道府県の事務負担を軽減するため、以下の措置を講ずる。 ・高等学校等就学支援金等を受給しようとする生徒、保護者等向けのリーフレットにおいて、事前に個人住民税の申告が必要である旨を追記し、令和6年度中に周知する。 ・個人住民税の申告（317条の2）について、地方税ポータルシステム（eLTAX）及びマイナポータルにより行うことができる仕組みを令和7年中に構築する。